

**医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる
手術にかかる施設基準として当病院が東北厚生局長へ届
出している手術は下記のとおりです**

1 区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	例
イ	黄斑下手術等	例
ウ	鼓室形成手術等	例
エ	肺悪性腫瘍手術等	例
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術等	例

2 区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	2 例
イ	水頭症手術等	例
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	例
エ	尿道形成手術等	例
オ	角膜移植術	例
カ	肝切除術等	例
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	例

3 区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	例
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	例
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	例
エ	母指化手術等	例
オ	内反足手術等	例
カ	食道切除再建術等	例
キ	同種死体腎移植術等	例

4 区分4に分類される手術の件数		手術の件数
胸腔及び腹腔鏡下手術等		例

5 その他の区分に分類される手術		手術の件数
人工関節置換術		9 例
乳児外科施設基準対象手術		例
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		例
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術		例
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術		例

【手術件数の算定期間】令和6年1月から12月までの実績